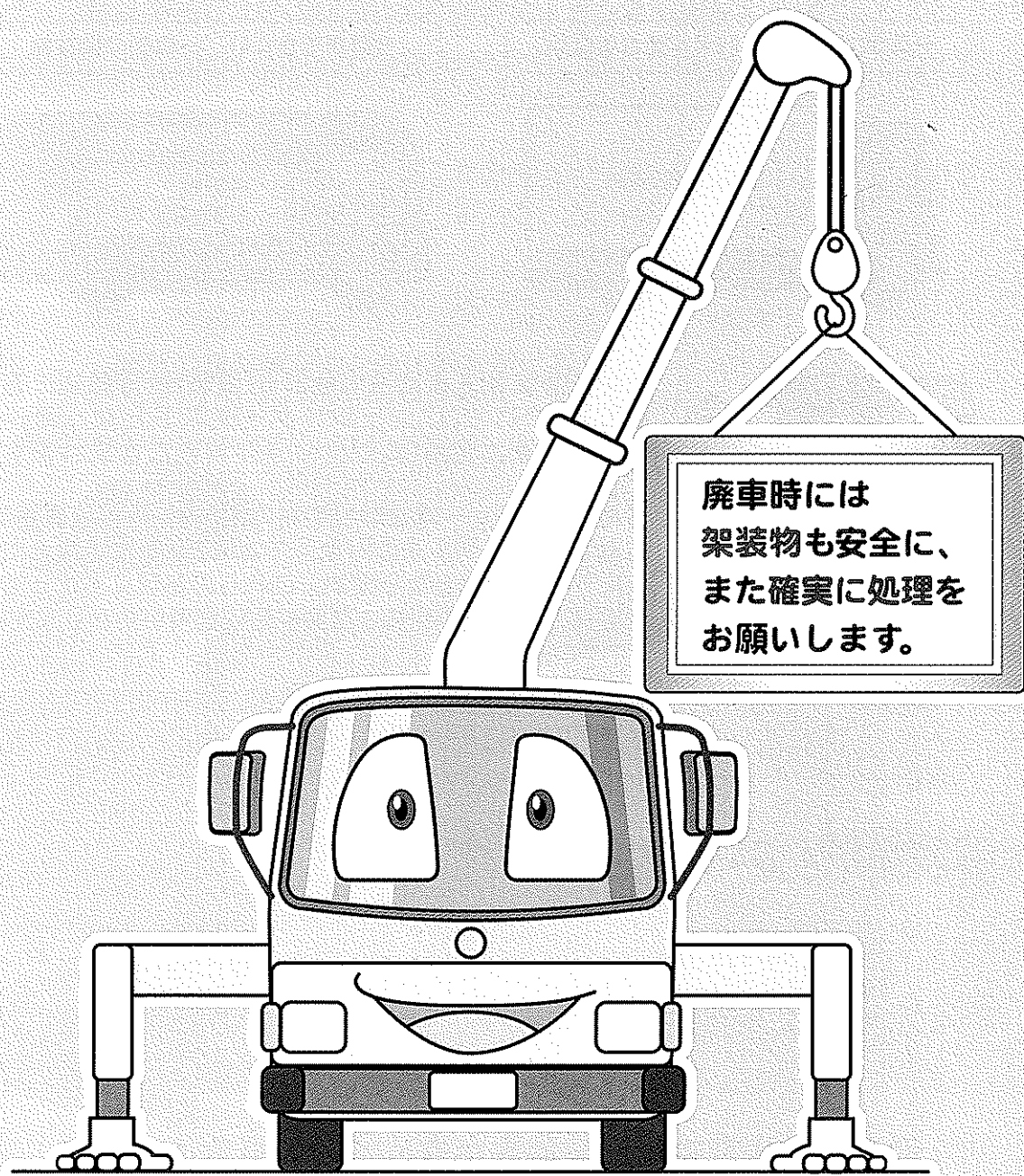




架装物の 適正処理について



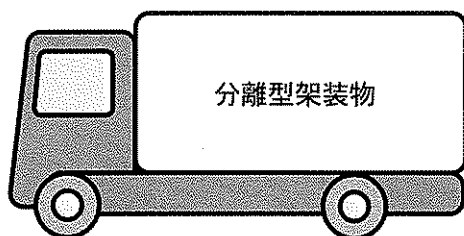
■ 架装物付自動車を廃棄する時の 注意点をご存じですか？

使用済自動車の架装物の中には自動車リサイクル法の対象外となるものがあります。

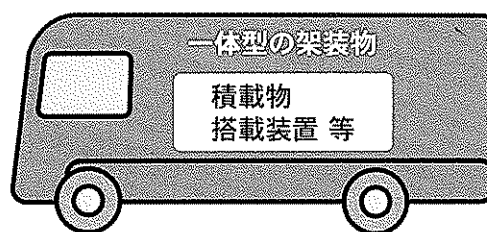
こうした架装物等は従来通り架装物の処理に必要な費用を考慮した取引を行ってください。



分離ができて、再利用可能な架装物



分離ができない、一体型の架装物



リサイクル法
対 象



一体型架装物も含め法対象部分(積載物・搭載装置等は除く)については、シュレッダーダストとなった後の処理に必要な費用は、リサイクル料金に含まれます。

リサイクル法
対象外



分離型架装物、一体型架装物内の積載物・搭載装置等は、自動車リサイクル法の対象外であり、廃棄物処理法に則った処理が必要となります。これらの処理にあたっては自動車リサイクル料金とは別に処理費用がかかります。

■ 架装物処理についての 注意点をご存じですか？

使用済となった架装物を適正に処理するためには、次のような注意が必要です。

- 1 架装物に積載物や搭載装置が残っている場合は、これらを撤去した上で引き渡す。
- 2 タンクローリのタンク内および配管類を洗浄・処理した上で引き渡す。